

# 役員等報酬規程



社会福祉法人愛育会

## 社会福祉法人愛育会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛育会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員等には報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 当法人の役員等には、交通費実費を支給することができる。

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。